

北朝鮮による核実験とミサイル発射に抗議する決議

2017年9月3日、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）は6回目の核実験を強行した。

北朝鮮は、この実験がICBM（大陸間弾道ミサイル）に搭載可能な水素爆弾の実験と発表しているが、今年にはいっても弾道ミサイルの発射を繰り返しており、8月29日、9月15日には日本の上空を越えて弾道ミサイルを発射した。

このような「挑発行為」は、世界の平和と安定にとって重大な脅威であり「核・ミサイルの放棄」を求めた国連安保理決議、6カ国協議の共同声明、日朝平壤宣言に違反する暴挙である。

「核兵器の開発行為」は、広島・長崎に人類初の原爆が投下され72年になるが、今なお後遺症に苦しみながら「核兵器廃絶」を訴え続ける被爆者の願いに背く行為であり、とうてい許されるものでなく、国際社会が希求する「対話による解決」にも逆行するものである。

国連では「核兵器禁止条約」が採択され、国際社会は「核兵器のない世界」に向けて努力がされているが、本市においても、1985年に「平和都市宣言」を制定し、恒久平和と核廃絶に向けた活動を展開している。

よって、このような北朝鮮の「国際社会に背を向ける行為」に対し断固抗議するとともに、国際社会の一員として、関係諸国との対話を誠実にを行い、世界の恒久平和実現に向けて取り組むよう強く求める。

以上決議する。

平成29年9月25日

愛知県犬山市議会